

新旧対照表

○調布市墓地等の経営の許可等に関する条例

新	旧
<p>調布市墓地等の経営の許可等に関する条例 平成24年3月26日 条例第2号</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等について必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。</p> <p>(墓地等の経営の許可等) 第3条 墓地等を経営しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する許可（以下「新設許可」という。）の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号に掲げる要件に該当していると認めるときでなければ、新設許可をしてはならない。ただし、第18条の規定により手続の全部又は一部を省略したときは、当該省略した手続に係る第5号に掲げる要件については、この限りでない。</p> <p>(1) 墓地等を経営しようとする者が、第7条に規定する要件に該当すること。</p> <p>(2) 墓地を新設しようとする場合にあつては、当該墓地が第8条及び第9条に規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 納骨堂を新設しようとする場合にあつては、当該納骨堂が第10条及び第11条に規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 火葬場を新設しようとする場合にあつては、当該火葬場が第12条及び第13条に規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 第14条から第16条まで及び第17条第3項から第5項までの規定に違反していないこと。</p>	<p>調布市墓地等の経営の許可等に関する条例 平成24年3月26日 条例第2号</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等について必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。</p> <p>(墓地等の経営の許可等) 第3条 墓地等を経営しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する許可（以下「新設許可」という。）の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号に掲げる要件に該当していると認めるときでなければ、新設許可をしてはならない。ただし、第18条の規定により手続の全部又は一部を省略したときは、当該省略した手続に係る第5号に掲げる要件については、この限りでない。</p> <p>(1) 墓地等を経営しようとする者が、第7条に規定する要件に該当すること。</p> <p>(2) 墓地を新設しようとする場合にあつては、当該墓地が第8条及び第9条に規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 納骨堂を新設しようとする場合にあつては、当該納骨堂が第10条及び第11条に規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 火葬場を新設しようとする場合にあつては、当該火葬場が第12条及び第13条に規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 第14条から第16条まで及び第17条第3項から第5項までの規定に違反していないこと。</p>

新	旧
<p>3 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、新設許可に際し、条件を付することができる。 (墓地等の経営の許可の変更等)</p>	<p>3 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、新設許可に際し、条件を付することができる。 (墓地等の経営の許可の変更等)</p>
<p>第4条 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第4条 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 前条第2項の規定は前項に規定する許可（以下「変更等許可」という。墓地等の廃止に係るものを除く。）について、前条第3項の規定は変更等許可に係る条件について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「墓地を新設し」とあるのは「墓地の区域又は墳墓を設ける区域を変更し」と、同項第5号中「第14条」とあるのは「第14条第1項に規定する拡張変更許可の申請にあっては、同条」と読み替えるものとする。 (許可の申請に係る事項の変更の届出)</p>	<p>2 前条第2項の規定は前項に規定する許可（以下「変更等許可」という。墓地等の廃止に係るものを除く。）について、前条第3項の規定は変更等許可に係る条件について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「墓地を新設し」とあるのは「墓地の区域又は墳墓を設ける区域を変更し」と、同項第5号中「第14条」とあるのは「第14条第1項に規定する拡張変更許可の申請にあっては、同条」と読み替えるものとする。 (許可の申請に係る事項の変更の届出)</p>
<p>第5条 墓地等の経営者は、前条第1項の規定により墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、新設許可又は変更等許可の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。 (みなし許可に係る届出)</p>	<p>第5条 墓地等の経営者は、前条第1項の規定により墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、新設許可又は変更等許可の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。 (みなし許可に係る届出)</p>
<p>第6条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあつては、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (墓地等の経営主体)</p>	<p>第6条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあつては、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (墓地等の経営主体)</p>
<p>第7条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づき登記された事務所のいずれかが市内に所在する宗教法人で、永続的に墓地等を経営しようとするもの (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき登記された事務所のいずれかが市内に所在する公益社団法人又は公益財団法人で、墓地等の経営を行うことを目的とするもののうち、永続</p>	<p>第7条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 地方公共団体 (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づき登記された事務所のいずれかが市内に所在する宗教法人で、永続的に墓地等を経営しようとするもの (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき登記された事務所のいずれかが市内に所在する公益社団法人又は公益財団法人で、墓地等の経営を行うことを目的とするもののうち、永続</p>

新	旧
<p>的に墓地等を経営しようとするもの（以下「特定公益法人」という。）</p> <p>2 市内に所在する前項第2号及び第3号に規定する登記された事務所のいずれかは、第14条第1項の規定による協議があったときにおいて、市内に所在する前項第2号に規定する登記された事務所にあつては宗教法人法に、市内に所在する同項第3号に規定する登記された事務所にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき登記された日の翌日から起算して5年を経過しているものでなければならない。</p>	<p>的に墓地等を経営しようとするもの（以下「特定公益法人」という。）</p> <p>2 市内に所在する前項第2号及び第3号に規定する登記された事務所のいずれかは、第14条第1項の規定による協議があったときにおいて、市内に所在する前項第2号に規定する登記された事務所にあつては宗教法人法に、市内に所在する同項第3号に規定する登記された事務所にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき登記された日の翌日から起算して5年を経過しているものでなければならない。</p>
<p>（墓地の設置場所）</p> <p>第8条 墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>（1） 墓地を営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること（地方公共団体が墓地を営しようとする場合を除く。）。</p> <p>（2） 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。</p>	<p>（墓地の設置場所）</p> <p>第8条 墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>（1） 墓地を営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること（地方公共団体が墓地を営しようとする場合を除く。）。</p> <p>（2） 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。</p>
<p>（墓地の構造設備等基準）</p> <p>第9条 墓地の構造設備等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（1） 墓地の区域に隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）と墳墓を設ける区域との間に、規則で定める基準に適合する緑地帯等の緩衝帯を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>（2） 境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。</p> <p>（3） アスファルト、コンクリート、石その他の堅固な材料で築造され、その幅員が1メートル以上である通路を設けること。</p> <p>（4） 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。</p> <p>（5） ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準に適合する駐車場（以下「ごみ集積設備等」という。）を設けること。ただし、ごみ集積設備等の全部又は一部について、墓地を営しようとする者が当該墓地の近隣の場所に、当該墓地の利用者の使用に供するごみ集積設備等に代わる設備等を所有する場合において、当該ごみ集積設備等の全部</p>	<p>（墓地の構造設備等基準）</p> <p>第9条 墓地の構造設備等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>（1） 墓地の区域に隣接する住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）と墳墓を設ける区域との間に、規則で定める基準に適合する緑地帯等の緩衝帯を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>（2） 境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。</p> <p>（3） アスファルト、コンクリート、石その他の堅固な材料で築造され、その幅員が1メートル以上である通路を設けること。</p> <p>（4） 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。</p> <p>（5） ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準に適合する駐車場（以下「ごみ集積設備等」という。）を設けること。ただし、ごみ集積設備等の全部又は一部について、墓地を営しようとする者が当該墓地の近隣の場所に、当該墓地の利用者の使用に供するごみ集積設備等に代わる設備等を所有する場合において、当該ごみ集積設備等の全部</p>

新	旧
<p>又は一部を設けないことが公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(6) 墓地の区域内に、規則で定める基準に適合する緑地を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(納骨堂の設置場所)</p>	<p>又は一部を設けないことが公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(6) 墓地の区域内に、規則で定める基準に適合する緑地を設けること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(納骨堂の設置場所)</p>
<p>第10条 納骨堂の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 納骨堂を經營しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること（地方公共団体が納骨堂を經營しようとする場合を除く。）。</p> <p>(2) 寺院、教会等の礼拝の施設 <u>(礼拝の施設として5年以上の経営実績があるものに限る。)</u> 又は火葬場の敷地内であること（地方公共団体又は特定公益法人が納骨堂を經營しようとする場合を除く。）。</p> <p>(納骨堂の構造設備等基準)</p>	<p>第10条 納骨堂の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 納骨堂を經營しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が存しない土地であること（地方公共団体が納骨堂を經營しようとする場合を除く。）。</p> <p>(2) 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること（地方公共団体又は特定公益法人が納骨堂を經營しようとする場合を除く。）。</p> <p>(納骨堂の構造設備基準)</p>
<p>第11条 納骨堂の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 壁、柱、はりその他の主要な部分を耐火構造にすること。</p> <p>(2) 床面をコンクリート、タイル、石その他の堅固な材料で築造すること。</p> <p>(3) 納骨堂の設備に不燃材料を用いること。</p> <p>(4) 必要な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 出入口及び窓に防火戸を設けること。</p> <p>(6) 出入口及び納骨装置を施錠することができる構造にすること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。</p> <p><u>(7) ごみ集積設備等を附置すること。ただし、ごみ集積設備等の全部又は一部について、納骨堂を經營しようとする者が当該納骨堂の近隣の場所に、当該納骨堂の利用者の使用に供するごみ集積設備等に代わる設備等を所有する場合において、ごみ集積設備等の全部又は一部を設けないことが公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(火葬場の設置場所)</p>	<p>第11条 納骨堂の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 壁、柱、はりその他の主要な部分を耐火構造にすること。</p> <p>(2) 床面をコンクリート、タイル、石その他の堅固な材料で築造すること。</p> <p>(3) 納骨堂の設備に不燃材料を用いること。</p> <p>(4) 必要な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 出入口及び窓に防火戸を設けること。</p> <p>(6) 出入口及び納骨装置を施錠することができる構造にすること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。</p> <p>(火葬場の設置場所)</p>
<p>第12条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね250メートル以上離れていな</p>	<p>第12条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね250メートル以上離れていな</p>

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(火葬場の構造設備等基準)</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(火葬場の構造設備等基準)</p>
<p>第13条 火葬場の構造設備等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。</p> <p>(2) 出入口に門扉を設けること。</p> <p>(3) 火葬炉を5基以上設けること（地方公共団体が火葬場を經營しようとする場合を除く。）。</p> <p>(4) 火葬炉に防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。</p> <p>(5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。</p> <p>(6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。</p> <p>(7) 残灰庫を設けること。</p> <p>(8) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。</p> <p>(墓地等の計画に係る協議)</p>	<p>第13条 火葬場の構造設備等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 境界に障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。</p> <p>(2) 出入口に門扉を設けること。</p> <p>(3) 火葬炉を5基以上設けること（地方公共団体が火葬場を經營しようとする場合を除く。）。</p> <p>(4) 火葬炉に防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。</p> <p>(5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。</p> <p>(6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。</p> <p>(7) 残灰庫を設けること。</p> <p>(8) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。</p> <p>(墓地等の計画に係る協議)</p>
<p>第14条 新設許可の申請又は変更等許可のうち墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張に係るもの（以下「拡張変更許可」という。）の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、規則で定めるところにより、次条第1項の規定による標識の設置をしようとする日の10日前までにこれらの申請に係る計画（以下「墓地等の計画」という。）について、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(標識の設置等)</p>	<p>第14条 新設許可の申請又は変更等許可のうち墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張に係るもの（以下「拡張変更許可」という。）の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、規則で定めるところにより、次条第1項の規定による標識の設置をしようとする日の10日前までにこれらの申請に係る計画（以下「墓地等の計画」という。）について、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(標識の設置等)</p>
<p>第15条 申請予定者は、前条第1項の規定による協議をしたときは、墓地等の計画について、当該墓地等の建設予定地（以下「墓地等建設予定地」という。）の周辺の土地又はその土地の上の建築物を所有する者及び使用する者に対し周知を図るため、規則で定めるところにより、次条第1項の規定による説明をしようとする日の30日前までに墓地等建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、当該標識を設置した日の翌日から起算して3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 申請予定者は、前条第1項の規定による協議をしたときは、墓地等の計画について、当該墓地等の建設予定地（以下「墓地等建設予定地」という。）の周辺の土地又はその土地の上の建築物を所有する者及び使用する者に対し周知を図るため、規則で定めるところにより、次条第1項の規定による説明をしようとする日の30日前までに墓地等建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、当該標識を設置した日の翌日から起算して3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p>

新	旧
<p>2 申請予定者は、前項の規定による標識の設置をしたときは、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、墓地等建設予定地の区域の境界からおおむね50メートル以下の距離の範囲内に存する土地又はその土地の上の建築物を所有する者及び使用する者（以下「隣接関係住民等」という。）に対し、必要な周知を図らなければならない。</p>	<p>2 申請予定者は、前項の規定による標識の設置をしたときは、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、墓地等建設予定地の区域の境界からおおむね50メートル以下の距離の範囲内に存する土地又はその土地の上の建築物を所有する者及び使用する者（以下「隣接関係住民等」という。）に対し、必要な周知を図らなければならない。</p>
<p>3 前項の規定は、墓地等建設予定地の区域の境界からおおむね100メートル以下の距離の範囲内に存する土地又はその土地の上の建築物を所有する者及び使用する者（隣接関係住民等を除く。以下「周辺関係住民等」という。）に対する必要な周知について準用する。この場合において、同項中「図らなければ」とあるのは、「図るよう努めなければ」と読み替えるものとする。 （墓地等の計画に係る説明等）</p>	<p>3 前項の規定は、墓地等建設予定地の区域の境界からおおむね100メートル以下の距離の範囲内に存する土地又はその土地の上の建築物を所有する者及び使用する者（隣接関係住民等を除く。以下「周辺関係住民等」という。）に対する必要な周知について準用する。この場合において、同項中「図らなければ」とあるのは、「図るよう努めなければ」と読み替えるものとする。 （墓地等の計画に係る説明等）</p>
<p>第16条 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、新設許可の申請又は拡張変更許可の申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の60日前までに隣接関係住民等に説明し、その経過の概要等をその都度、当該説明をした日の翌日から起算して1週間以内に市長に報告しなければならない。</p>	<p>第16条 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、新設許可の申請又は拡張変更許可の申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の60日前までに隣接関係住民等に説明し、その経過の概要等をその都度、当該説明をした日の翌日から起算して1週間以内に市長に報告しなければならない。</p>
<p>2 申請予定者は、前項の規定の例により、周辺関係住民等に説明するよう努め、当該説明をしたときは、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 （意見書の提出等）</p>	<p>2 申請予定者は、前項の規定の例により、周辺関係住民等に説明するよう努め、当該説明をしたときは、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。 （意見書の提出等）</p>
<p>第17条 隣接関係住民等及び周辺関係住民等（以下「近隣住民等」という。）は、墓地等の計画について、次の各号に掲げる意見があるときは、規則で定めるところにより、申請予定日の30日前までに市長に意見書を提出することができる。</p>	<p>第17条 隣接関係住民等及び周辺関係住民等（以下「近隣住民等」という。）は、墓地等の計画について、次の各号に掲げる意見があるときは、規則で定めるところにより、申請予定日の30日前までに市長に意見書を提出することができる。</p>
<p>(1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見 (2) 構造設備と周辺環境との調和に対する意見 (3) 建設工事の方法等についての意見</p>	<p>(1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見 (2) 構造設備と周辺環境との調和に対する意見 (3) 建設工事の方法等についての意見</p>
<p>2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見書に記載された意見に正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、近隣住民等との必要な協議を行うよう命ずることができる。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その内容を審査し、当該意見書に記載された意見に正当な理由があると認めるときは、申請予定者に対し、近隣住民等との必要な協議を行うよう命ずることができる。</p>
<p>3 前項の規定による命令を受けた申請予定者は、近隣住民等との必要な協議を行わなければならない。この場合において、当該申請予定者は、近隣住民等の理解を得られるよう努めなければならない。</p>	<p>3 前項の規定による命令を受けた申請予定者は、近隣住民等との必要な協議を行わなければならない。この場合において、当該申請予定者は、近隣住民等の理解を得られるよう努めなければならない。</p>

新	旧
<p>4 申請予定者は、前項に規定する協議を行った場合は、規則で定めるところにより、当該協議の結果をその都度、速やかに市長に報告しなければならない。</p>	<p>4 申請予定者は、前項に規定する協議を行った場合は、規則で定めるところにより、当該協議の結果をその都度、速やかに市長に報告しなければならない。</p>
<p>5 申請予定者は、第3項に規定する協議が整った場合その他市長が必要と認めた場合は、規則で定めるところにより、その旨を申請予定日の10日前までに市長に報告しなければならない。 (墓地等の計画に係る協議等の特例)</p>	<p>5 申請予定者は、第3項に規定する協議が整った場合その他市長が必要と認めた場合は、規則で定めるところにより、その旨を申請予定日の10日前までに市長に報告しなければならない。 (墓地等の計画に係る協議等の特例)</p>
<p>第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、これらの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。 (勧告)</p>	<p>第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、これらの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。 (勧告)</p>
<p>第19条 市長は、申請予定者が第14条から第16条まで及び第17条第3項から第5項までの規定による手続を適正に行っていないと認めたときは、当該申請予定者に対し、期限を定めて必要な勧告をすることができる。 (公表)</p>	<p>第19条 市長は、申請予定者が第14条から第16条まで及び第17条第3項から第5項までの規定による手続を適正に行っていないと認めたときは、当該申請予定者に対し、期限を定めて必要な勧告をすることができる。 (公表)</p>
<p>第20条 市長は、申請予定者が前条に規定する勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該申請予定者に対し、あらかじめ、公表の理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。 (工事の完了の届出)</p>	<p>第20条 市長は、申請予定者が前条に規定する勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該申請予定者に対し、あらかじめ、公表の理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。 (工事の完了の届出)</p>
<p>第21条 墓地等を経営しようとする者は、当該墓地等の新設に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第21条 墓地等を経営しようとする者は、当該墓地等の新設に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項の規定は、墓地等の変更に係る工事が完了したときについて準用する。 (<u>経営者の講ずべき措置</u>)</p>	<p>2 前項の規定は、墓地等の変更に係る工事が完了したときについて準用する。</p>
<p><u>第21条の2 墓地等の経営者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、特に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 規則で定める事項を記載した管理運営計画及び維持管理規則(以下「管理運営計画等」という。)を作成すること。</u> <u>(2) 管理運営計画等について、請求があったときはこれに応じて開示すること。</u> <u>(3) 墓地等の使用者に対して、その使用を開始するまでに、管理運営計画等について十分に説明を行うこと。</u></p>	

新	旧
<p><u>(4) 礼拝をすることができる時間内においては、管理者を配置すること。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置</u> (管理者の講ずべき措置)</p> <p>第22条 墓地等<u>の管理者</u>は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること、又は墓石を所有する者に同様の措置を講ずるよう求めること。 (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。 (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。 (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置</u> (焼骨以外の埋葬等の禁止)</p> <p>第23条 墓地<u>の管理者</u>は、当該墓地において、焼骨のほかは埋葬又は埋蔵をさせてはならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (無縁の焼骨等の保管)</p> <p>第24条 墓地又は納骨堂<u>の管理者</u>は、無縁の焼骨等を、次の各号に掲げるところにより保管しなければならない。</p> <p>(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、当該焼骨を1体ごとに陶器その他の不朽性のある容器に納め、その容器に当該死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。 (2) 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、火葬を行った後、前号に掲げるところにより保管すること。 (委任)</p> <p>第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、同年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第7条第2項の規定は、前項ただし書に規定する日(以下「一部施行日」</p>	<p>(管理者の講ずべき措置)</p> <p>第22条 墓地等<u>を管理する者</u>は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること、又は墓石を所有する者に同様の措置を講ずるよう求めること。 (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。 (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。 (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。</p> <p>(焼骨以外の埋葬等の禁止)</p> <p>第23条 墓地<u>を管理する者</u>は、当該墓地において、焼骨のほかは埋葬又は埋蔵をさせてはならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (無縁の焼骨等の保管)</p> <p>第24条 墓地又は納骨堂<u>を管理する者</u>は、無縁の焼骨等を、次の各号に掲げるところにより保管しなければならない。</p> <p>(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、当該焼骨を1体ごとに陶器その他の不朽性のある容器に納め、その容器に当該死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。 (2) 無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、火葬を行った後、前号に掲げるところにより保管すること。 (委任)</p> <p>第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、同年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第7条第2項の規定は、前項ただし書に規定する日(以下「一部施行日」</p>

新	旧
<p>という。)以後の申請に係る新設許可及び変更等許可の基準について適用し、同日前の申請に係る新設許可及び変更等許可の基準については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1項本文に規定する日(以下「施行日」という。)前に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号。以下「都条例」という。)に基づき東京都知事に対してされた申請で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第17条第1項の規定により、同法第24条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた申請の行為とみなされたもの(市長に対してされた申請の行為とみなされたものに限る。)に係る新設許可及び変更等許可の基準は、第3条、第4条及び第7条から第13条までの規定にかかわらず、都条例の例による。</p> <p>4 施行日から平成24年9月30日までの間にされる申請に係る新設許可及び変更等許可並びに一部施行日以後にされる申請に係る変更等許可(拡張変更許可を除く。)の基準に関する第7条の規定の適用については、同条第1項第2号及び第3号中「市内」とあるのは、「東京都内」とする。</p> <p>5 施行日前にされた都条例に基づく東京都知事の許可及び第3項の規定により都条例の例によることとされた新設許可又は変更等許可の基準によりこれらの許可を受けた市内に存する墓地等の経営者に対する変更等許可に係る墓地等の経営主体並びに墓地等の設置場所及び構造設備等の基準については、墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合を除き、第7条から第13条まで及び前項の規定にかかわらず、都条例の例による。</p> <p>6 特定公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。 (委任)</p> <p>7 前5項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が定める。 附 則 (施行期日)</p>	<p>という。)以後の申請に係る新設許可及び変更等許可の基準について適用し、同日前の申請に係る新設許可及び変更等許可の基準については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1項本文に規定する日(以下「施行日」という。)前に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号。以下「都条例」という。)に基づき東京都知事に対してされた申請で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第17条第1項の規定により、同法第24条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた申請の行為とみなされたもの(市長に対してされた申請の行為とみなされたものに限る。)に係る新設許可及び変更等許可の基準は、第3条、第4条及び第7条から第13条までの規定にかかわらず、都条例の例による。</p> <p>4 施行日から平成24年9月30日までの間にされる申請に係る新設許可及び変更等許可並びに一部施行日以後にされる申請に係る変更等許可(拡張変更許可を除く。)の基準に関する第7条の規定の適用については、同条第1項第2号及び第3号中「市内」とあるのは、「東京都内」とする。</p> <p>5 施行日前にされた都条例に基づく東京都知事の許可及び第3項の規定により都条例の例によることとされた新設許可又は変更等許可の基準によりこれらの許可を受けた市内に存する墓地等の経営者に対する変更等許可に係る墓地等の経営主体並びに墓地等の設置場所及び構造設備等の基準については、墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合を除き、第7条から第13条まで及び前項の規定にかかわらず、都条例の例による。</p> <p>6 特定公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。 (委任)</p> <p>7 前5項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が定める。</p>
<p><u>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第21条の2を加える改正規定及び第22条の改正規定は、平成27年 月 日から施行する。</u></p>	

新	旧
<p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条及び第11条の規定は、前項本文に規定する日以後の改正後の条例第3条の規定による新設許可に係る第14条の規定による協議又は第4条の規定による変更許可の申請（以下「許可協議等」という。）に係る納骨堂について適用し、同日前の許可協議等に係る納骨堂については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1項ただし書に規定する日において、この条例による改正前の調布市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条又は第4条の規定による新設許可又は変更許可の申請に係る墓地等については、第1項ただし書に規定する日から市長が別に定める日までの間、改正後の条例第21条の2の規定は、適用しない。</p>	